

日本国特許庁による、 国際調査および国内審査の整合性に関する分析

特許第1委員会
第5小委員会*

抄 録 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT出願）の国際調査報告（ISR：International Search Report）は、国内段階への移行要否判断や移行国の選定に際し、重要な判断材料の一つである。また、特許調査の質についてのユーザ評価調査報告書によれば、日本国特許庁（JPO）が行う国際調査等の質全般について、ユーザは満足していることが解る。一方、国際段階と国内段階との間での審査の一貫性については、ユーザが満足しているとは言えない。本稿では、JPOによるISRが発行されたPCT出願において、日本に国内移行された出願のISRの調査結果と国内段階との審査の乖離（内々乖離）について着目し、その原因分析を行うことによりISRのあるべき姿について検討を行った。

目 次

1. はじめに
2. 調査対象
3. ISRの調査について
 3. 1 ISRの調査項目と国内審査の審査項目の違い
 3. 2 調査・分析結果
 3. 3 個別事例の紹介
 3. 4 ISRのあるべき姿
4. ISRの調査および国内段階の審査に関する提案
5. おわりに

1. はじめに

特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT出願）は、複数国で特許権を取得し知的財産面でのグローバル競争力を強化するために活用されている。PCT出願の国際調査報告（ISR：International Search Report）は、国際調査機関（ISA：International Searching Authority）が先行技術文献を挙げたうえで、新規性、進歩性および産業

上の利用可能性に関する見解を示しており、出願人は、これらの結果を基に各国での特許取得の可能性を判断することができ、国内段階への移行要否判断や移行国の選定に際し、重要な判断材料の一つである。

日本国特許庁（JPO）が公開している令和元年度の「特許調査の質についてのユーザ評価調査報告書」によれば、国際調査等の質全般について平成24年度の調査開始以来、「普通」以上の評価の割合は9割を超えており、国際調査等の質全般において、多くのユーザは満足している。他方、図1に示すように「国際段階と国内段階との間での一貫性について」は、令和元年度においても「不満」・「比較的不満」の評価の割合が比較的多い（17.1%¹⁾。

国際段階と国内段階との間での一貫性がない場合の一例として、「ISRで引用されていない先行技術文献」が「国内段階における審査（国

* 2019年度 The Fifth Subcommittee, The First Patent Committee

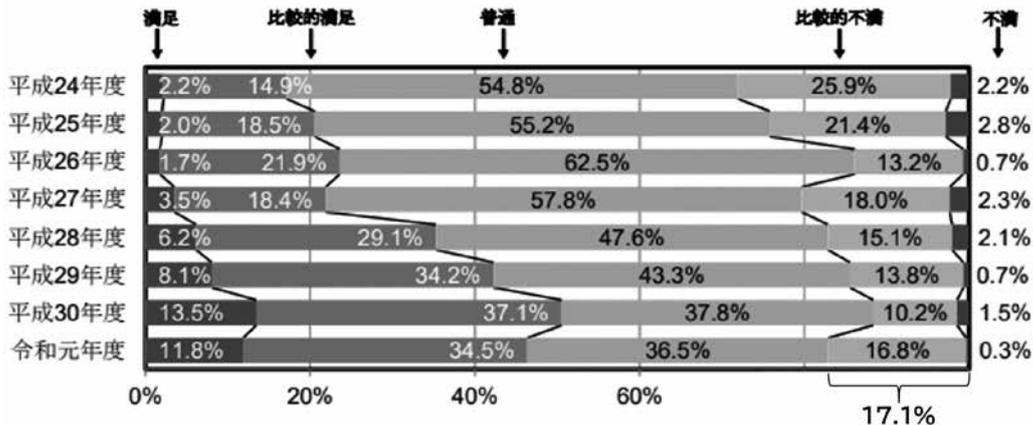


図1 国際段階と国内段階との間での判断の一貫性についての評価

内審査)で発見される」場合が想定される。このように、ISRで引用されていない先行技術文献が国内審査で発見されると、国内移行に要した時間や費用が無駄になってしまうことがある。JPOがISRを作成したPCT出願において、その後日本国への国内移行を検討する出願人は、国際段階と国内段階との間で特に一貫性のある審査結果を期待する。したがって、このようなJPOによるISRの結果は、その後JPOへの国内移行を検討する出願人にとって非常に重要であり、特許取得の可能性を適切に予測できるISRが求められる。

そこで本稿では、JPOによるISRが発行されたPCT出願において、JPOに国内移行された出願のISRの調査結果と国内段階との審査の乖離(内々乖離)について着目し、その内容について検討を行った。

内々乖離とは、ISR及び国内出願の審査の双方をJPOにより行った場合の、サーチ・審査結果の相違を示す²⁾。特に本稿では、ISRの調査結果と、国内段階での最初の通知(審査官による出願人への審査結果の最初の通知を示す)との間における新規性または進歩性の判断の乖離に着目した。

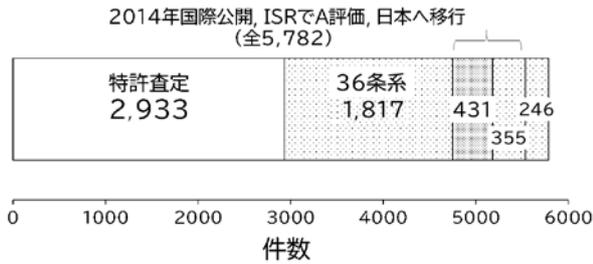
なお、本稿は2019年度特許第1委員会第5小委員会の構成員である、山崎純也(小委員長:

KDDI), 伊藤秀起(小委員長補佐: キヤノン), 大川沙季子(日立製作所), 金子裕二(マレリ), 関忠景(AGC), 滝口瑞希(大日本印刷), 富永華乃子(東レ)の執筆によるものである。

2. 調査対象

本稿では、(i) 2014年に国際公開され、JPOが国際調査を行ったPCT出願であり、(ii) ISRでX文献(当該文献のみで発明の新規性または進歩性がないと考えられるもの)またはY文献(当該文献と他の文献との組合せによって、発明の進歩性がないと考えられるもの)が提示されず、(iii) その後、日本に国内移行された案件を母集団(5,782件)として抽出し、国内移行後の審査経過を調査した。ISRにおける引用文献のカテゴリーの詳細については、表1を参照されたい。上記母集団の検索は、Orbit(Questel)を用いて行った。国内移行後の審査経過については、PatentSQUARE(パナソニック株式会社)を用い、拒絶理由の条文コード(表2)により対象案件を抽出した。その後独立行政法人工業所有権情報・研修館によるJ-PlatPatを用い、各案件の拒絶理由通知および特許査定の内容、引用文献、参考特許文献を調査した。

図2のように、上記母集団(5,782件)のうち、2,933件(51%)の出願は拒絶理由が通知されず



| | |
|------------------------|-------|
| 拒絶理由通知なし(特許査定) | 2,933 |
| 36条のみの拒絶理由通知 | 1,817 |
| 最初の拒絶理由通知で条文コード22 | 431 |
| 最初の拒絶理由通知で条文コード22または27 | 355 |
| その他拒絶理由通知あり | 246 |

図2 国内移行後の審査経過

特許査定となり、残りの2,849件(49%)は拒絶理由が通知された。また、上記母集団の14%に当たる786件の出願は、最初の拒絶理由通知において、主に新規性と進歩性のみを拒絶理由とする条文コード22または新規性と進歩性に記載要件を含めた条文コード27の拒絶理由であった。そのうち、7%に当たる431件は、まさに新規性および進歩性判断そのものである条文コード22の拒絶理由が指摘されていた。また、上記母集団の31%に当たる1,817件の出願は、審査過程を通して、第36条のみの条文コード(条文コード24, 44)の拒絶理由通知だけを受けていた。

まず、ISRでX文献またはY文献が提示されなかったにも関わらず、国内移行後の最初の拒絶理由通知で新規性、進歩性に関する拒絶理由が指摘されたケースを調査すべく、上記786件から172件をランダムに抽出し、(iv)ISRで調査された請求項と国内移行後に審査された請求項が同一の出願を絞り込み、164件を調査対象とした。

次に、国内移行後の審査で拒絶理由が通知されることなく特許査定となったケースを調査すべく、上記2,933件から許容誤差が10%以下となる120件をランダムに抽出し、上記と同様に、(iv)ISRで調査の対象になった請求項と国内移行後に審査された請求項が同一の出願を絞り

表1 ISRにおける引用文献のカテゴリ

| 引用文献のカテゴリ | 説明 |
|-----------|---|
| A | 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの |
| E | 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以前に公表されたもの |
| P | 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献 |
| X | 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性または進歩性がないと考えられるもの |
| Y | 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組み合わせによって進歩性がないと考えられるもの |

表2 拒絶理由条文コード

| 審査記録 拒絶理由条文コード | |
|----------------|---|
| 条文コード22 | 新規性(第29条第1項), 進歩性(第29条第2項), 第29条第1項+第29条第2項) |
| 条文コード27 | 産業上利用可能性(第29条柱書)+記載要件(第36条), 第29条第1項+第36条, 第29条第2項+第36条, 第29条第1項+第29条第2項+第36条, 第29条柱書+第29条第1項+第36条, 第29条柱書+第29条第2項+第36条, 第29条柱書+第29条第1項+第29条第2項+第36条) |
| 条文コード24 | 最初の拒絶理由通知における記載要件(第36条) |
| 条文コード44 | 最後の拒絶理由通知における記載要件(第36条) |

込み、89件を調査対象とした。

3. ISRの調査について

前述のとおり、PCT出願を行うユーザは、移行国の選定や移行後の国内段階移行出願における請求項の決定を行うときなど、ISRの結果に基づき権利化の方針を決定することがある。す

なわち、日本国以外の国へ移行する場合、現地語への翻訳や、各国特許庁への出願手続きなど、多額な費用が掛かることが見込まれることから、出願人は、ISRの結果に基づいて日本国以外の国への移行を決定することが想定される。したがって、ISRの結果は出願人にとって非常に重要である。そこで、ISRと国内審査との違いについて分析し、さらにISRのあるべき姿について検討した。

3. 1 ISRの調査項目と国内審査の審査項目の違い

国際調査は、JPOが受理官庁である場合JPOがISAになり、JPOにて先行技術文献調査を行うことが大半である。そして、JPOでの先行技術文献調査を基に、JPOがISRを発行する。一方、国内審査の場合は、JPO、もしくはJPO以外の調査機関（一般財団法人 工業所有権協力センター（IPCC）など）で先行技術文献調査を行い、JPOにおいて審査が行われる。

ISRにおいては、クレームに記載された発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性について調査される³⁾。なお、先行技術調査を開始する前に発明の単一性の検討が行われるため⁴⁾、発明の単一性についても調査される。一方、国内審査では、新規性、進歩性、産業上利用可能性、記載要件（サポート要件、明確性要件、実施可能要件）、発明の単一性などについて審査される。

3. 2 調査・分析結果

ISRでX文献またはY文献が提示されなかったにも関わらず、国内移行後の最初の拒絶理由通知で新規性、進歩性に関する拒絶理由が指摘されたケースであって、ISRで審査された請求項と国内移行後に審査された請求項が同一の出願164件について、以下を調査した。

表3 調査項目（指摘があったケース）

| | |
|---|-------------------------|
| ① | 拒絶理由（主に新規性、進歩性） |
| ② | ISRと国内移行後の審査との審査官の変更の有無 |
| ③ | ISRと国内移行後の審査との引用文献の同一性 |

①について、新規性と進歩性の双方の拒絶理由が指摘された場合は新規性の拒絶理由が指摘されたものと見なした。③については、ISRで提示されたA文献（特に関連がなく、一般的技術水準を示すもの）と拒絶理由通知の引用文献が、同一であるか、類似である（主引例が同一でその他の引例が異なる、または副引例が同一でその他の引例が異なる）か、全く異なるかを調査した。

①、②、③の調査結果を順に説明する。図3に示すように、①新規性の拒絶理由が指摘された出願は48%で最も多く、進歩性の拒絶理由が指摘された出願は38%、29条柱書等のその他拒絶理由が指摘された出願は14%であった。図4に示すように、②ISRの調査と国内移行後の審査で、審査官の変更が無かった出願は35%、変更があった出願は65%であった。図5に示すように、③ISRのA文献と拒絶理由通知の引用文献が同一または類似である出願は36%、全く異なる出願は64%であった。

次に、国内移行後の審査で拒絶理由が通知されることなく特許査定となったケース（いわゆる一発登録）であって、ISRで審査された請求項と国内移行後に審査された請求項が同一の出願89件についても、同様に上記②審査官の変更の有無、③引用文献の同一性を調査した。③については、ISRのA文献と特許査定に記載された参考特許文献が、同一であるか、さらに別の文献が追加されているか、全く異なるかを調査した。

図6に示すように、②ISRの調査と国内移行

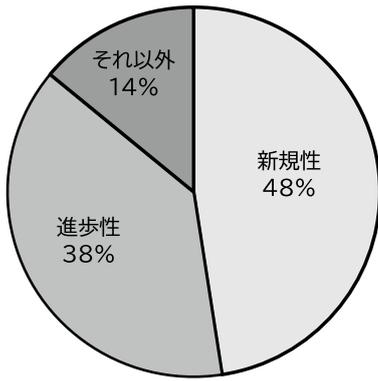


図3 拒絶理由が通知された場合における拒絶理由の種類

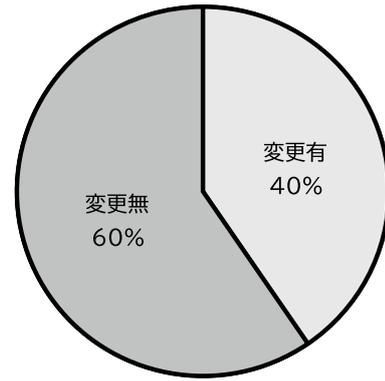


図6 一発登録の場合における審査官の変更の有無

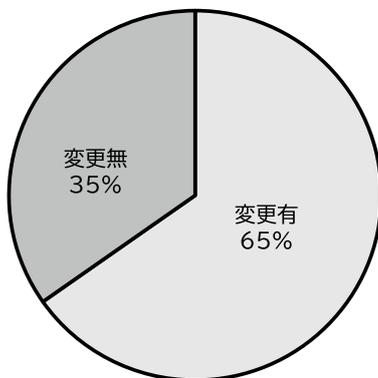


図4 拒絶理由が通知された場合における審査官の変更の有無

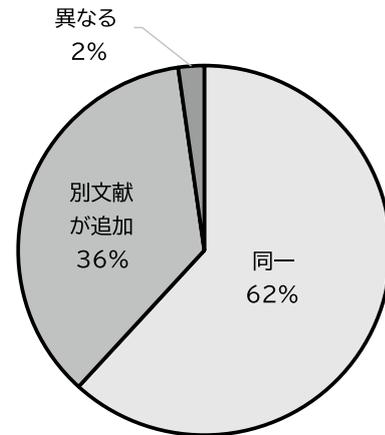


図7 一発登録の場合における引用文献の同一性

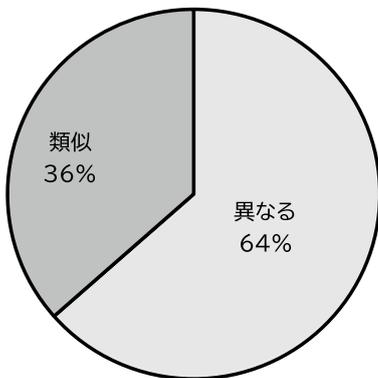


図5 拒絶理由が通知された場合における引用文献の同一性

後の審査で、審査官の変更が無かった出願は60%、変更があった出願は40%であった。図7に示すように、③ISRのA文献と特許査定の特許文献が同一の出願は62%、さらに別の文献が追加されている出願は36%、全く異なる出願

は2%であった。

これらの結果から、ISRでX文献またはY文献が提示されなかったにも関わらず、国内移行後の最初の拒絶理由通知で新規性、進歩性に関する拒絶理由等が指摘されたケースにおいては、ISRの調査結果と国内移行後の審査とで、審査官の変更があり、ISRで提示された文献と拒絶理由通知の引用文献が異なる場合が多いことが分かった。他方、拒絶理由が通知されることなく特許査定となったケースにおいては、ISRの調査と国内移行後の審査とで、審査官の変更が無く、ISRで提示された文献と特許査定の特許文献が同一である場合が多いことが分かった。したがって、ISRの調査結果と国内移行後の審査の内容の一致・不一致と審査官の変更の有無の間にある程度相関関係があること

表4 審査官変更の有無と引用文献の同一性

| 調査対象 | 審査官変更の有無 | 引用文献 |
|------|----------------------------------|---------------------------------|
| 164件 | 変更あり 107件 (65%) | 完全別 63件 (59%) |
| | | A文献が主引例 21件 (20%) |
| | | A文献が副引例 11件 (10%) |
| | | その他 12件 (11%) |
| | 変更なし (審査官は同一) 57件 (35%) | 完全別 24件 (42%) |
| | | A文献が主引例 (文献は同一) 18件 (32%) |
| | | A文献が副引例 0件 (0%) |
| | | その他 15件 (26%) |

が示唆される。

そこで、審査官の変更の有無に着目して、ISRで提示されたA文献と国内移行後の審査の引用文献とにどのような相違があるかについてデータを整理した(表4)。その結果、審査官の変更の有無に関わらず、ISRで提示されたA文献と国内移行後の審査の引用文献とが全く異なっているケースが最も多かった。また、A文献を主引例もしくは副引例とした上で新たな文献を追加して提示されているケースも存在している。このことから、ISRでの調査の際に拒絶理由を構築するに足る文献が十分に調査できていないケースがあることが窺える。

そして、審査官の変更がなく、ISRで提示されたA文献と国内移行後の審査の引用文献とが完全に同一であるにもかかわらず、国内移行後に拒絶理由が指摘されるケースも存在する。これは同一の審査官、同一の文献においてその判断が異なるケースであり、出願人にとっては納得しがたいケースと言える。

表5 拒絶理由と審査官の変更の有無および引用文献の同一性

| 調査対象 | 拒絶理由 | 審査官変更 | 引用文献 |
|------|--------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 164件 | 新規性・進歩性の指摘あり 141件 (86%) | 変更あり 100件 (71%) | 完全別 63件 (63%) |
| | | | A文献が主引例 21件 (21%) |
| | | | A文献が副引例 11件 (11%) |
| | | | その他 5件 (5%) |
| | 拒絶理由は新規性・進歩性以外 23件 (14%) | 変更なし 41件 (29%) | 完全別 22件 (54%) |
| | | | A文献が主引例 18件 (44%) |
| | | A文献が副引例 0件 (0%) | |
| | | その他 1件 (2%) | |
| | | 変更あり 7件 (30%) | - |
| | | 変更なし 16件 (70%) | - |

※その他は従属請求項に対する拒絶理由通知のみ等

次に、国内移行後の最初の拒絶理由通知の内容に着目してデータを整理した(表5)。拒絶理由に関しては、新規性・進歩性に関する指摘が、新規性・進歩性以外に関する指摘よりも多かった。新規性・進歩性以外の指摘については、前述の通り、国際調査の段階では記載要件などについては審査の対象となっていないため、国内移行後の審査においてこれらの不備を指摘したものではないかと考えられる。

最後に、国内移行後の審査で拒絶理由が通知されることなく特許査定となったケースであって、ISRで審査された請求項と国内移行後に審査された請求項が同一の出願89件について、審

表6 一発登録の場合における審査官の変更の有無と参考特許文献の同一性

| 一発登録かつ 補正無し | 審査官変更の有無 | 参考特許文献 |
|----------------|-------------------|-------------------|
| 89件 | 変更あり 36件 (40%) | 全て変更 2件 (6%) |
| | | 追加あり 19件 (53%) |
| | | 追加なし 15件 (42%) |
| | 変更なし 53件 (60%) | 全て変更 0件 (0%) |
| | | 追加あり 13件 (25%) |
| | | 追加なし 40件 (75%) |

審査官変更の有無に着目してデータを整理した(表6)。審査官の変更があった場合、ISRでA文献とされていた文献に対して新たな文献が参考特許文献として追加されたケースが最も多く、少数ながらA文献が参考特許文献として提示されないケースがあった。また、審査官の変更がなかった場合は、A文献がそのまま参考特許文献となっているケースが最も多かった。しかし、この場合でも、A文献にはなかった文献が参考特許文献として追加されているケースがあることから、審査官の変更がない場合であっても国内審査の際にも先行文献の調査が行われていると考えられる。

3.3 個別事例の紹介

前節ではISR・国内審査の概要・傾向について調査した。しかし上記調査だけでは個々の案件が実際にどのようにISR及び国内審査で評価・審査されているか見えにくい。そこで上記ISR・国内審査の調査を踏まえ、各案件について詳細検討を行った。その内代表案件3件について、「ISRと国内審査が乖離(内々乖離)していない事例」「ISRと国内審査に内々乖離が

あった事例」「内々乖離だが、ISRでの調査・国内審査の二つによって審査の質が高められている事例」に分類した。以下にその分析結果、考察を記載する。

(1) ISRと国内審査が内々乖離していない事例

- ・ 出願番号：特願2014-553237
- ・ 発明内容：簡便かつ容易な取り扱いが可能な $g-C_3N_4$ を提供するためのグラファイト状窒化炭素のフィルムの製造方法
- ・ ISR：請求項1-7, 12, 13について、A文献のみ。請求項8-11, 14-19についてX文献あり。
- ・ 拒絶理由通知：請求項8-11, 14-19について新規性・進歩性なし
- ・ 審査官変更：あり
- ・ 引用文献変更：無

ISRでの評価・国内審査の評価が一致しており、引用文献も差異がない。内々乖離が生じておらず、国内審査の段階で再度先行技術調査を実施したとしても新たな文献が引用されることはないというあるべき姿をとらえた一般的な事例である。

(2) ISRと国内審査に内々乖離があった事例

- ・ 出願番号：特願2014-554443
- ・ 発明内容：現像時および硬化膜としたときの状態での各種基板に対する密着性に優れ、耐薬品性にも優れた硬化感光性樹脂組成物
- ・ ISR：請求項1-17すべてについて、A文献のみ。
- ・ 拒絶理由通知：請求項1-17すべてについて進歩性なし
- ・ 審査官変更：無
- ・ 引用文献変更：無

ISR, 拒絶理由通知ともに文献は同一の引用文献1件のみである。ISRに特許性の判断理由についても詳細な記載はないが、同一引用文献

にも関わらず特許性判断をISRおよび審査段階で明確に変更しており、内々乖離している典型的な事例である。

(3) 内々乖離だが、ISRでの調査・国内審査の二つによって審査の質が高められている事例

- ・ 出願番号：特願2015-515680
- ・ 発明内容：検知部材が設けられているハウジングの小型化を実現するコネクタ(電子部品)
- ・ ISR：請求項1-3すべてについてA文献のみ。
- ・ 拒絶理由通知：請求項1-3すべてについて、進歩性なし
- ・ 審査官変更：有
- ・ 引用文献変更：有

ISRの引例(特開平11-111390号)との対比を行ったうえで、相違点を抽出・明確化し、抽出した相違点について新しい引用文献が使われた事例である。ISRの特許性評価と一致してはいないものの、ISRのサーチ結果をふまえて、審査において更なる検討を行っている点で審査の質を高めた審査例であると考えられる。

以上、内々乖離が生じていない事例、内々乖離があった事例、ISRのサーチ結果が審査の質を向上した事例を個別検討した。ユーザとしてはISRから審査まで一貫した判断が望ましいと考えられ、次節でそのあるべき姿について説明する。

3. 4 ISRのあるべき姿

ISAは、関連のある先行技術、すなわち、請求の範囲に記載されている発明が新規性及び進歩性を有するものと認められるかどうかの判断に役立ち得る先行技術を発見することを目的として国際調査を行い⁵⁾、⁶⁾、ISRを作成する⁷⁾。ISRには、前記の関連のある先行技術が開示された文献を列記する⁸⁾。また、ISRを作成する

他の目的としては、国内段階における追加調査を回避すること、または最小限に抑えることが考えられる。

国際調査は、請求の範囲に記載されている発明に直接関連する全ての技術分野の資料を調査用資料に含める^{9)~12)}。さらに、国際調査における先行技術文献調査において発見すべき文献としては、X文献およびY文献の他に、本願優先日前または本願優先日後に出願され、本願国際出願日前に公開された文献(いわゆるP文献)、ならびに本願優先日前または本願優先日後に出願され、本願国際出願日後に公開された文献(いわゆるE文献)も対象とされている。

したがって、「ISRのあるべき姿」とは、「請求の範囲に記載された発明に関連のある先行技術文献がもれなく挙がっていること」であると考えられる。

「ISRのあるべき姿」が達成されている場合、JPOがISRを発行した後、自己指定した出願(日本を指定国に含むPCT出願)であって、日本に国内移行された出願については、国内移行後の審査の段階で再度先行技術調査を実施したとしても、いわゆる未公開先願を除き新規性及び進歩性に関わる新たな文献が引用されることはないはずである。そうすると、JPOの立場から見ると、国内移行後の審査における先行技術文献の調査の負担を軽減することが可能となる。また、出願人の立場から見ると、ISRにより国内移行後の審査の予見性が高まっているため、権利化の方針を定めやすくなる。さらに第三者の立場においても、ISRの結果から国内における権利化の可否が予測でき、自社技術の方向性の決定や、権利化阻止のための対応の要否などの判断がしやすくなる。

4. ISRの調査および国内段階の審査に関する提案

第2章の結果より、ISAとしてJPOが作成し

たISRにおいてA文献のみであった案件の国内移行後の審査のうち、14%において最初の審査において条文コード22または条文コード27の拒絶理由（新規性、進歩性、および産業上の利用可能性に関する拒絶理由を含む拒絶理由）が通知されており、内々乖離が発生していた。第3章の結果より、内々乖離が発生した案件のうち、52%（表5より、審査官の変更の有無に関わらず、引例が完全別となった件数（63+22）／164×100=52（%））においては、ISRでは挙げられなかった文献が国内移行後の審査段階で挙げられ、新規性、進歩性に関する拒絶理由が通知されていた。このような状況から、残念ながら、JPOが「ISRのあるべき姿」を実現するには、未だ課題が残っていると考える。

そこで、我々としては少なくともX文献に相当する文献は、ISRの段階で漏れなく挙げられていることを希望する。

一方で、ISRの発行は、調査用の写しの受領から3ヶ月の期間または優先日から9ヶ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間という時間的制約があり¹³⁾、完全に国内審査と同等の調査をすることが難しいという事情も考えられる。また、たとえ内々乖離が発生したとしても、国内移行後の審査において、ISRについて見直しがなされ、その結果新たな文献を引用することや、ISRでは指摘しなかった拒絶理由を通知することは、出願人にとって瑕疵のない権利を取得するためには必要である。

なお、内々乖離が発生した案件では、国内移行後の審査において、ISRと異なる審査官に変更された割合が65%であり、過半数を占めていた。各審査官の審査が均質なものであれば、審査官の変更の有無に関連する傾向が現れることはないと考えられる。一方で、見方を変えると、ISRと国内移行後の審査とで審査官が変更されることにより、一つの案件について複数の審査官によってダブルチェックされるような効果が

ある。複数の審査官の目で案件を見ることで、審査官の判断の均質性が高まる効果が期待されるので、JPOにおいて、ISRを担当する審査官と、国内移行後の審査を担当する審査官とを変更する運用は審査の質を高める一案と考えられる。

5. おわりに

本稿では、2章にて調査対象に関する説明、3章にてISRと国内審査との違いを分析およびISRのあるべき姿について検討し、4章ではISRの調査および国内段階の審査に関する提案を行った。2014年に国際公開された案件をランダムに抽出して評価した結果、図2に示されるように、約14%に新規性、進歩性に関する内々乖離が検出された。その原因として審査の個別詳細分析を行い、我々は新規性、進歩性等に関する内々乖離が発生している要因として、審査官の変更が審査結果に大きな影響を与える要素であることを見つけた。

また、いわゆる一発登録の場合であっても、審査官が変更された場合にはISR記載の引用文献に新たな文献が追加される傾向があった。国際調査から国内審査までは3年程度間隔が離れることが多いため、必ず同一の審査官を割り当てられるとは限らない。国内審査の際に審査官が変更された場合でも、審査官が変わらない場合と同様の審査が求められる。そのような視点で見ると、審査官の変更の有無に関わらず新規性、進歩性等に関する内々乖離は約14%に抑えられているともいえる。

ISRと国内移行後の審査官が同一の場合においては、審査官の技術理解度や検査の手法などはほぼ変化しないと思われる。故に、判断の均質性に問題が発生することは考えにくい。ISRと国内移行後の審査には大きな時間の開きがある以上、一定数の審査官の変更は避けられない。審査官が変更される場合、「審査官の判断の均質性」「国際段階と国内段階との間での判断の

一貫性」の両方が高く維持されていない限り、ユーザ満足度の高い審査は達成できないであろう。

これは偶然にも、令和元年度の特許審査の質についてのユーザ評価調査報告書のまとめにある改善すべき課題として挙げられた点と同様であり、本稿と指摘を同様とする結論となった。

我々の議論ではこれを改善する特效薬となる解決策は見つからなかったが、国際調査時に複数の審査官で調査を行い意見交換を行うことや、特定の案件を抽出して評価し、審査官にフィードバックを行うなど地道な施策が有効であろう。

本稿での考察が、今後のPCT国際調査及び日本国内における審査において有意義なものとする一助となり、ユーザならびに特許庁の益に寄与することになれば幸いである。

注 記

- 1) 令和元年度 特許審査の質についてのユーザ評価報告書 pp.15~18, p.31
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/document/2019-tokkyo/2019-tokkyo-report.pdf>
- 2) 特許審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/>

- 3) PCT国際調査及び予備審査ハンドブック §2.7.3
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/document/pct_handbook/all.pdf
 - 4) PCT国際調査及び予備審査ハンドブック §2.4.1（URLは前掲注3）と同じ。）
 - 5) 特許協力条約 第15条
<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/pct.pdf>
 - 6) 特許協力条約に基づく規則 第33規則
<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/pct.pdf>
 - 7) 特許協力条約 第18条（URLは前掲注5）と同じ。）
 - 8) 特許協力条約に基づく規則 第43規則（URLは前掲注6）と同じ。）
 - 9) 前掲注5）
 - 10) 前掲注6）
 - 11) 特許協力条約に基づく規則 第34規則（URLは前掲注6）と同じ。）
 - 12) PCT国際調査及び予備審査ガイドライン15.45
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/document/guideline_pct/ispe_guidelines_jp.pdf
 - 13) 特許協力条約に基づく規則 第42規則（URLは前掲注6）と同じ。）
- （URL参照日は全て2021年2月18日）

（原稿受領日 2021年1月6日）